

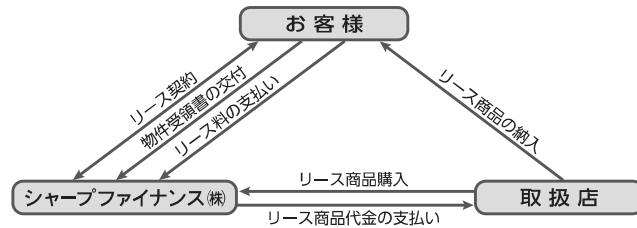
リース契約のご案内 ～正しくご理解いただくために～

〈リース申込書とこの説明書をよくお読みいただき、大切に保管ください。〉

お客様へ必ずお渡しください。

リース契約のしくみ

1. このリース取引のしくみは下図のようになりますが、お客様のご契約先はシャープファイナンス(株)です。
2. お客様が商品のリースをご希望になるときは、まず取扱店との間でリース希望商品を選定していただきます。
3. お客様よりリース申込をいただいたとき、シャープファイナンス(株)はその内容について審査をさせていただきます。
4. お客様とリース契約を結ぶことになった場合には、シャープファイナンス(株)はお客様のご希望商品を取扱店から購入し、お客様にリースいたします。
5. お客様は、商品について十分ご確認の上、シャープファイナンス(株)に物件受領書をお渡しいただきます。
6. お客様は、シャープファイナンス(株)に対してリース契約に基づきリース料をお支払いいただくことになります。
7. お客様が、保守会社との間で、保守契約を締結された場合、その保守料をリース料と同時にシャープファイナンス(株)に支払う「保守料代理受領」方式があります。詳しくは取扱店にご照会ください。



リース契約にあたってのご注意

1. リース期間途中での解約はできません。万一お客さまの都合により中途解約される場合は、残存リース料に当社所定の手数料を加えた解約金をお支払いいただくとともに商品を返還していただくことになります。
2. リース商品の所有権は、リース期間満了後もお客様へ移りません。引き続きリース商品をご使用いただく場合は、規定の再リース料をお支払いいただきます。また終了いただく場合は、リース商品をお客様の費用ご負担にてシャープファイナンス(株)へ返還いただきます。
3. リース商品の保守修繕についての費用はお客様のご負担となります。詳しくは、取扱店にお問い合わせ、またはご相談ください。(必要な場合は取扱店等と保守契約を締結してください)。
4. シャープファイナンス(株)はリース商品の性能・品質等がお客様の期待される契約内容に不適合があった場合にもその責任を負いません。
5. 税法上、リース料を経費として処理ができるのは事業用のリース商品に限ります。
6. リース料には消費税が課税されます。お客様にはリース料のお支払日に消費税額を加算してお支払いいただきます。
7. 振込みの場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

動産総合保険について

リース契約は、契約期間中契約の対象になっている商品について、「動産総合保険」が付保されています。但し、事故により支払われる保険金は事故発生時のリース債務残高が限度額となります。以下、この保険の内容、対象となる損害等についてご案内いたします。

★保険の対象となる商品

原則としてご使用中のリース物件すべてが保険の対象となります。但し、下記物件を除きます。

引受対象外となる物件

自動車、航空機、船舶、エネルギー関連機器の一部、コンテナ、不動産及びこれに準じるもの(エレベーター、ガスタンク等)、その他工具、消耗品、据付工事等の役務 など

★保険期間

リース契約が成立後、物件がお客様に引き渡された時からリース契約が終了する時まで。

※再リース期間中、保険は付保されませんので保険期間の対象外となります。

※解約金を含むリース契約の場合、解約金部分に保険は付保されません。

保険金が支払われる主な損害

①火災



②落雷



③風水災



④破裂・爆発



⑤盗難



⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突(航空機の墜落、車両の飛び込みなど)

⑦取扱上の拙劣、又は過失 ⑧破損(いたづらを含む) など

(注) 対象物件によっては保険金が支払われない場合があります。詳しくはシャープファイナンス(株)までお問合せください。

保険金が支払われない主な損害

①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

②戦争、暴動などの事変による損害

③保険の目的(保険の対象)の欠陥・自然の消耗・

さび・かび・ねずみ食い・虫食いなどによる損害

④核燃料物質などによる損害

⑤詐欺または横領によって生じた損害

⑥情報(プログラム、ソフトウェア及びデータ)のみに

生じた損害

⑦公共機関による差押え没収などによる損害

⑧契約約款に規定する善管義務に違反して生じた損害

⑨置き忘れ、紛失によって生じた損害

⑩電氣的・機械的事故による損害(機械内部に原因のある故障損害)

⑪真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害 など

★損害事故が発生した場合

商品に損害事故が発生した場合は、直ちに当社のお問合せ・ご相談窓口にご連絡ください。

「保険金の請求手続」は当社が行いますので、必要書類の作成にご協力ください。

注意

上記は概要を説明したものです。動産総合保険の内容はご契約内容によって異なります。詳しい内容につきましては、シャープファイナンス(株)までお問合せください。

リースについてのお問合せ・ご相談窓口

シャープファイナンス(株) 事務センター

〒541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13 TEL 0570-003338